

入会基準の運用について

1. 正会員の入会基準第四号については以下の運用とする。
 - 1) 事業実績を有する場合の相当期間等について
 - (1) 相当期間は、3年以上とする。
 - (2) 「(相当期間の事業実績を有する法人等により設立された場合を含む。)」については、社団で社員に相当期間の事業実績を有する法人等が含まれている場合なども該当する。
 - 2) 相当期間の事業実績がない場合の業務規程の整備及び経済的基盤について
 - (1) 業務規程の整備について
以下の全てに適合すること。
 - ①住宅履歴情報の預かり、蓄積、提供等、一連の業務の方法が定められていること。
 - ②住宅履歴情報の保管の契約期間は、10年以上とされていること。
 - (2) 経済的基盤の保有について
以下の①又は②を有するか、若しくは③によること。
 - ①300万円以上の資本金等を有すること
 - ②長期に亘り業務を継続できる基盤を事業の実施に応じて整備する仕組みを有すること
 - ③契約期間内に倒産等により住宅履歴情報サービス業務が実施できなくなった場合に、保存している住宅履歴情報を他の機関（当該住宅履歴情報サービス機関の親又は子会社でないものに限る。）に継承されること。
2. 住宅履歴情報サービス機関の定義について
定款第6条第一号の規定（正会員は、住宅履歴情報サービス機関である旨）、並びに、第3条の住宅履歴情報サービス機関の定義（住宅履歴情報サービスを行う事業者）から、正会員は、住宅履歴情報サービスを現に実施している者又は入会申込から1年以内の同業務の開始を予定している者であること。